

道路賠償責任保険を利用して示談交渉に関し弁護士に対応を委任できるケース
(覚書第9条関係)

道路管理瑕疵に係る示談交渉に関し、職員が直接被害者と交渉することが困難な場合など道路賠償責任を利用して弁護士に対応を手続きできるケースについて次のとおり整理します。

- (1) 被害者が弁護士を代理人として選任した場合
- (2) 職員に対し暴言、脅迫、暴行又はそれらの類似行為があった場合
- (3) 長時間の居座りや電話、頻繁な呼び出しや訪問、電話などにより業務に支障が生じている場合
- (4) 法的に複雑な案件その他職員では対応が困難な場合